白潟地区まちづくり推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市の交付する白潟地区まちづくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成１７年松江市規則第４８号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の対象）

第２条　補助金の名称、目的、交付の対象である行為の内容は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	白潟地区まちづくり推進事業費補助金
補助金の対象となる区域	都市計画白潟地区地区計画松江大橋東側地区区域
補助金交付の目的	歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する修景行為に対して補助金を交付することにより、大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画の実現に資することを目的とする。
補助金の交付の対象である行為の内容	都市計画白潟地区地区計画松江大橋東側地区区域において、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する修景行為
補助金の交付の対象である事業費	建築物及び工作物等の、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する新築及び増改築等に必要な工事費で、建築基準法及び消防法等の関係法令に適合し、公共の場所から公衆によって容易に望見できる部分にかかる経費。 （１）建築物に係る、黒系の和瓦、白漆喰壁または土壁、板壁などの自然素材を用いた外壁、または自然素材に準じた色彩及び仕上げとした外壁、格子を用いた木製建具又は木目調建具など、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する建築行為に要する事業費 （２）工作物（門、塀、生垣等）および建築設備に係る、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の形成に寄与する建設行為に要する事業費
交付の率又は金額	（１）建築物の補助対象経費の３分の２以内で上限２００万円 （２）工作物等の補助対象経費の３分の２以内で上限１００万円
終　期	令和８年３月３１日

（交付の条件）
第３条　補助金の交付について、以下の条件を定める。
（１）補助金の交付を受けることができる者は、区域内の土地又は建築物その他工作物の所有者、管理者又は占有者とする。ただし、松江市税を滞納している者を除く。
（２）修景工事は、当該補助事業の交付決定を受けた会計年度内に完了すること。
（３）前２号に掲げるもののほか、必要に応じて市長が付する条件。

（財産処分の制限）
第４条　補助を受けた者は、当該補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助を受けた者が当該財産に係る補助金の全部に相当する金額を松江市に納付した場合、交付対象事業の完了後（交付対象施設の供用開始後をいう。）10 年を経過した場合又は市長が災害その他の特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（雑則）
第５条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成３１年３月２６日から施行する。
（遡及の適用）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行の前日までに着手又は完了した事業についても適用する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和元年６月１９日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（区域図）

白潟地区 地区計画 計画図
【松江大橋東側地区区域】
凡 例
区域
区画道路
松江大橋西側地区
大橋通り沿道地区
松江大橋東側地区
大橋川
松江港
八軒屋町
東茶町
区画道路2号
区画道路3号
7・6・28
3・4・22
3・3・10
7・5・29
3・6・31
3・6・17
3・5・13
主要地方道
松江停車場線

修景事業補助金対象例

【立面図】

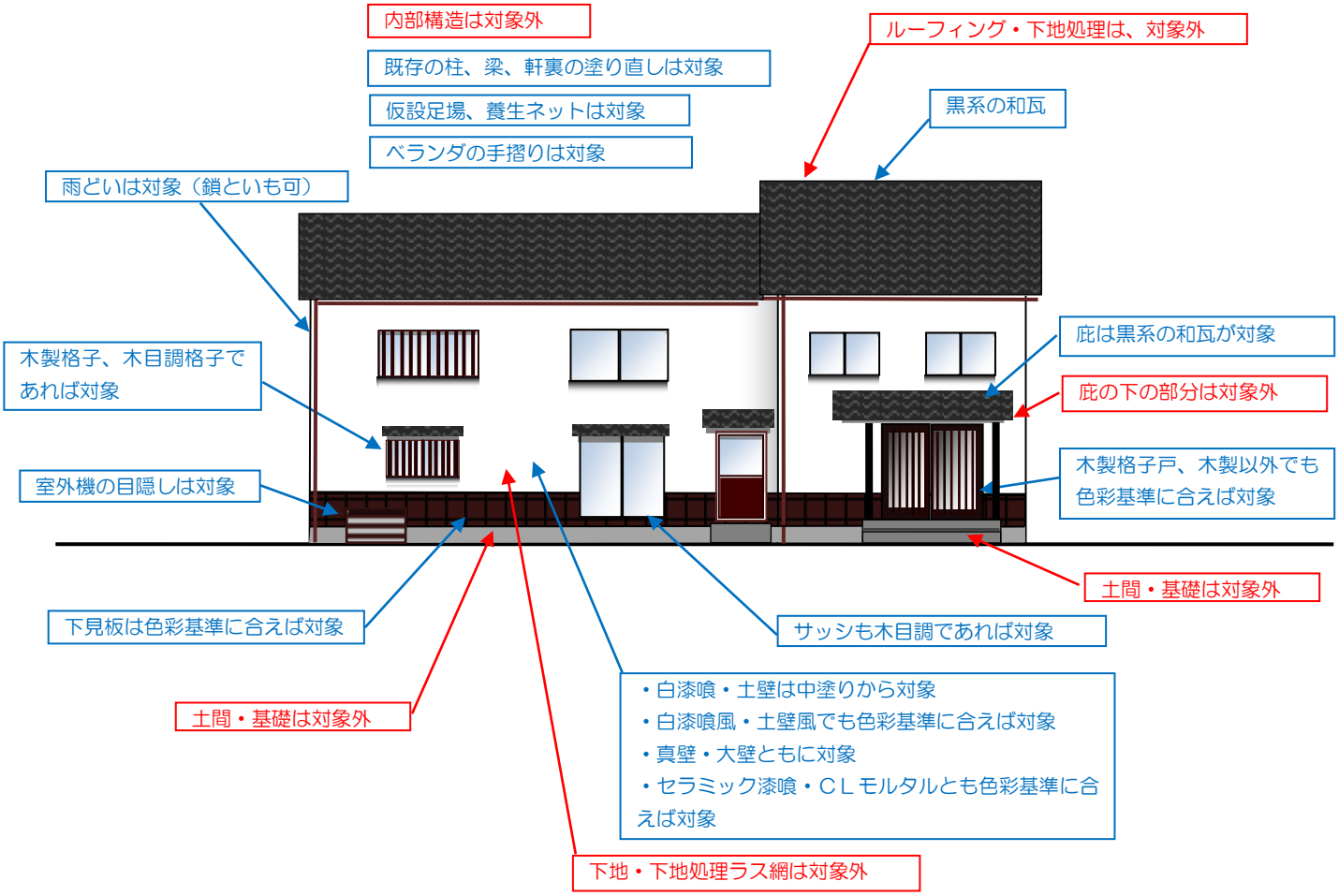
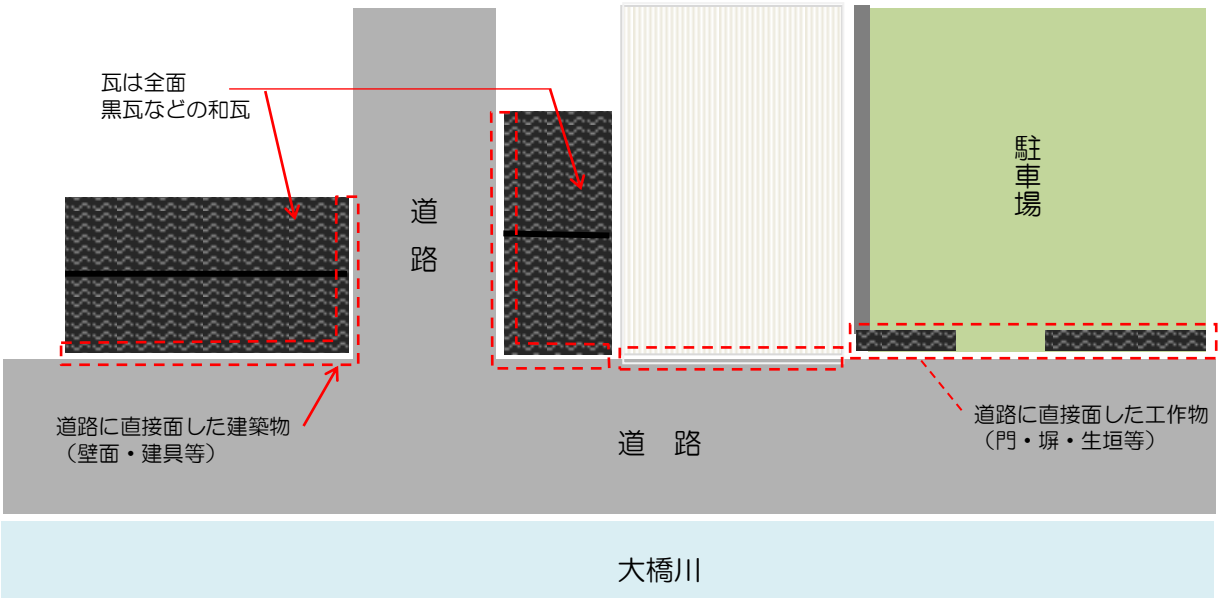
【平面図】